

二本松市安達文化ホール使用料一覧

① ホール等使用料(基本料金)

区分・利用時間 利用施設・区分		使用料の額(単位:円)					
		午前	午後	夜間	昼間	昼夜	全日
		午前9時 ～午後0時	午後1時 ～午後5時	午後6時 ～午後10時	午前9時 ～午後5時	午後1時 ～午後10時	午前9時 ～午後10時
ホー ル (450席) ※ステージ、控室、 ホワイエを含む	平日	5,140	8,220	10,280	12,340	16,450	20,570
	土・日 祝 日	6,170	9,250	12,340	14,400	19,540	24,680
ス テ ー ジ (舞台)		1,540	2,050	2,050	3,600	4,110	5,650
控 え 室		610	820	820	1,440	1,640	2,260
ホ ワ イ エ		1時間 200					
利 用 区 分		1回	1回	1回	2回	2回	3回

② 付帯設備等使用料

設備関係	16ミリ映写機	1台1回	2,050
	グランドピアノ(椅子付)	1台1回	3,080
	ビデオプロジェクター	1台1回	1,020
	スクリーン	一式1回	510
	音響反射板	一式1回	5,140
	張出舞台	一式1回	1,020
	カラオケセット	1台1回	1,020
	舞台用附属設備	演台(花台セット)	一式1回
司会者台		1台1回	300
指揮者台		1台1回	200
指揮者用譜面台		1台1回	50
演奏者用譜面台		1台1回	40
演奏者用椅子		1脚1回	50
ピアノ用椅子		1脚1回	100
コントラバス用椅子		1脚1回	100
折たたみ椅子		1脚1回	50
長机		1台1回	100
バトン		1台1回	1,020
平台		1枚1回	100
箱足		1個1回	50
中足		1個1回	50
高足		1個1回	50
金屏風		一双1回	1,020
地がすり		一式1回	510
座布団		1枚1回	40
ホワイトボード		1台1回	200

照明設備	調光器	一式1回	3,080
	ボーダーライト	1列1回	510
	サスペンションライト	1台1回	200
	アッパーホリゾントライト	1回路1回	510
	ローホリゾントライト	1回路1回	510
	シーリングスポットライト	1回路1回	510
	サイドフロントスポットライト	1回路1回	510
	ピンスポットライト	1台1回	1,020
	ステージスポットライト	1台1回	510
	効果機器	1台1回	510
持込機器	1kw1回	510	
音響設備	拡声装置	一式1回	3,080
	再生機器	一式1回	1,020
	マイク吊下げ装置(一点吊) ※マイクロホン無し	一式1回	510
	マイクロホンスタンド ※マイクロホン無し	1本1回	510
	マイクロホン(ワイヤレス)	1本1回	1,020
	マイクロホン(有線)	1本1回	510
	ステージスピーカー(移動用)	一式1回	1,020
	インカム	一式1回	510

※表中の「1回」は、ホール使用料の区分です。
付帯設備等使用料は、「1回」の金額に利用区分の回数を乗じて算出する。

③ 特別使用料

■入場料を徴収して利用する場合

入場料の金額	基本料金に加算される金額
1,000円以下	基本料金の100分の20に相当する額
1,000円を超え2,000円以下	基本料金の100分の40に相当する額
2,000円を超え3,000円以下	基本料金の100分の60に相当する額
3,000円を超え5,000円以下	基本料金の100分の80に相当する額
5,000円以上	基本料金の100分の100に相当する額

■冷暖房料

使用区分	使用料金
ホール全部使用	1時間 1,540円
個別使用 (ステージ、控え 室、ホワイエ)	1時間 510円

■物品の販売をする場合

- ホールの利用者が物品等の販売をする場合
- ホワイエのみの利用で物品等の販売・展示をする場合
- 利用時間の繰り上げ又は延長する場合

基本料金の100分の10に相当する額を増徴
基本料金の100分の100に相当する額を増徴
基本料金の100分の30に相当する額を増徴